

## ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【施設特定型】

## 1 評価項目と配点

No	評価項目	評価のポイント	配点
1	愛称案	①市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか。 ②単なる企業名だけでなく工夫がなされているか。 ③名称が長くないか。	20
2	社会貢献等	①福島市内での実績（内容及び件数等） ②社会貢献に対する考え方 ③法令違反の有無	30
3	ネーミングライツ料	①提案金額の妥当性	適否のみ
		②提案金額	50
合 計			100

## 2 得点の算出方法

## 1) 評価項目1及び2

評価項目を次の配点で審査し、各選定委員の合計点数の平均を得点とする。

基準	得点の算出方法
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2

## 2) 評価項目3

評価項目を次の基準・配点で審査し、得点とする。

なお、複数の応募があった場合で、市の希望金額以上の提案を行った者がいる場合、市の希望金額に満たない提案を行った者は、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

## ①提案金額の妥当性

基準	適否
市の希望金額以上である、または、市の希望金額は下回るが妥当な金額である	適
市の希望金額より著しく低い	否

※「否」の場合、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

②提案金額

配点50点 × (提案金額/年) / (応募者中最高提案金額/年)

※小数点第2位を四捨五入

○応募者中、提案金額(年額)が最高額である者を1位とし、配点の満点(50点)を付与する。

3) 合計得点

①各応募者の全ての評価項目の得点を合算し、最高得点者を優先交渉権者とします。

※評価項目3において失格となった応募者を除く。

②最高得点が2者以上の場合は、評価項目3②の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。

ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【提案募集型】

1 評価項目と配点

No	評価項目	評価のポイント	配点
1	愛称案	①市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか。 ②単なる企業名だけでなく工夫がなされているか。 ③名称が長くないか。	20
2	社会貢献等	①福島市内での実績(内容及び件数等) ②社会貢献に対する考え方 ③法令違反の有無	30
3	ネーミングライツ料	①提案金額の妥当性	適否のみ
		②提案金額	50
4	提案者加算点	最初の提案表明者のみに加算します。 その他の提案者には加算されません。	20
合 計			120

2 得点の算出方法

1) 評価項目1及び2

評価項目を次の配点で審査し、各選定委員の合計点数の平均を得点とする。

基準	得点の算出方法
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2

## 2) 評価項目3

評価項目を次の基準・配点で審査し、得点とする。

なお、複数の応募があった場合で、市の希望金額以上の提案を行った者がいる場合、市の希望金額に満たない提案を行った者は、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

### ①提案金額の妥当性

基準	適否
市の希望金額以上である、または、市の希望金額は下回るが妥当な金額である	適
市の希望金額より著しく低い	否

※「否」の場合、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

### ②提案金額

配点50点 × (提案金額/年) / (応募者中最高提案金額/年)

※小数点第2位を四捨五入

○応募者中、提案金額(年額)が最高額である者を1位とし、配点の満点(50点)を付与する。

## 3) 合計得点

①各応募者の全ての評価項目の得点を合算し、最高得点者を優先交渉権者とします。

※評価項目3において失格となった応募者を除く。

②最高得点が2者以上の場合は、評価項目3②の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。